

あきる野市教育委員会 8 月定例会 会議録

- 1 開催日 平成 24 年 8 月 31 日 (金)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 4 時 33 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- 日程第 1 議案第 19 号 平成 25 年度使用教科用図書 (特別支援学級教科書) の採択について
- 日程第 2 議案第 20 号 平成 24 年度あきる野市教育委員会所管予算 (第 2 号補正) について
- 日程第 3 議案第 21 号 平成 24 年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 (平成 23 年度分) 報告書について
- 日程第 4 議案第 22 号 あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例
- 日程第 5 議案第 23 号 あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告事項 (1) 平成 23 年度あきる野市学校評価報告書のまとめについて
- 日程第 7 報告事項 (2) あきる野市学校給食センター整備計画策定委員会設置要領について
- 日程第 8 報告事項 (3) あきる野市図書館障害者サービス機材貸出要領について
- 日程第 9 協議事項 (1) 教育長課題提起「学校支援体制整備について」
- 日程第 10 教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-----------|
| 委員長 | 古田 土 暢 子 |
| 委員長職務代理者 | 山 城 清 邦 |
| 委員 | 田 野 倉 美 保 |

委員 丹治 充
教育長 宮林 徹

7 事務局出席者

教育部長 鈴木 恵子
指導担当部長 新村 紀昭
生涯学習担当部長 山田 雄三
教育総務課長 佐藤 幸広
教育施設担当課長 丸山 誠司
学校給食課長 小林 賢司
指導担当課長 千葉 貴樹
生涯学習推進課長 関谷 学
公民館長 岡野 要一
スポーツ推進課長 木下 義彦
図書館長 松島 満
秋川キララホール館長 平野 泰弘
指導主事 梶井 ひとみ
指導主事 加藤 治紀

8 事務局欠席者

国体推進室長 橋本 恵司

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

皆様こんにちは。それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 8 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は国体推進室長が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、丹治委員と山城委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 19 号平成 25 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 19 号平成 25 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についての議案を提出します。

指導担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、議案第 19 号、説明いたします。提案理由でございます。平成 25 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について、委員会の承認を求めるところでございます。これにつきましては、小中学校の特別支援学級で、特別な教育課程を編成している場合、学校教育法附則第 9 条、同法施行規則第 139 条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定済み教科書を使用することが適当でないというときには、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができることとなっているものに基づくものでございます。

1 枚おめくりいただきますと、平成 25 年度特別支援学級使用教科書の一覧ということで、小学校、そして中学校の順に書いてございます。各特別支援学級を設置している学校のほうから、平成 25 年度使用教科書として、これらの一般図書を教科書として採択したいという旨のものが出てございます。

よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

昨年、24年度の教科書、この扱われている教科書と、大半が同じであると思いますが、特に変わった教科書がありましたか。

指導担当部長（新村紀昭君）

特段学校のほうから聞いてございませんので、発達段階に応じて、昨年度使っているものを、次の年度で使うような形、発達段階で使うような形で申し受けております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ほかにはいかがですか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

各学校から使用したい教科書が上がってくるというのは、特別支援学級については学校によって使っている教科書が異なるということですか。

指導担当部長（新村紀昭君）

これにつきましては、児童生徒の障害の種類、程度、能力特性に最もふさわしい内容、例えば文字であるとか、挿絵であるとか、その表現、あるいは取り扱う題材、そういったものによって採用することになっております。使用することになっておりますので、そういった個々の児童生徒の特性に合ったものということを出してございます。したがって、学校ごとによって使う教科書は違うということもありますし、場合によっては同じものも使用するというところでございます。

委員長（古田土暢子君）

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などが無いようですので、質疑を終了いたします。

議案第19号平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第19号平成25年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第20号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第20号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）についての議

案を提出いたします。

教育部長より説明をいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

議案第20号について説明させていただきます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係は私から、生涯学習関係は山田部長からご説明させていただきます。なお、資料の説明欄に今回から括弧内に補正理由等記載してございますので、主なものについて説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。15都支出金、03委託金、05教育費委託金、総額で153万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、スポーツ教育推進事業委託金100万円の減額でございますが、こちらのほうは、24年度に当たりまして、昨年度に引き続き前田小学校、秋多中学校の2校をスポーツ教育推進校の指定を受けるために東京都教育委員会に推薦をしたところ、東京都から最終年度である24年度には、新規校を優先して審査したという理由から、本市においては該当しないという決定がございました。そのため全額を減額するものでございます。

次に、理科教育指導力向上事業委託金13万4,000円の減額につきましては、東京都委託金の額が決定をいたしましたので、決定額に応じて減額するものでございます。なお、指定の学校は東秋留小学校でございます。

次に、学校と家庭の連携推進事業委託金39万9,000円の減額につきましては、当初2校を見込んでいたところですが、東中学校の1校のみとなりましたので、1校分を減額するものでございます。次をおめぐりください。

歳出になります。10の教育費、01教育総務費、02の事務局費、総額で422万6,000円の減額になります。こちらのほうは小規模学校対策事業経費で、スクールバスの運行委託料が指名競争入札により差額が出ましたので、契約差金ということで減額をいたします。

それから、03の教育指導費、先ほど歳入のところで説明をさせていただきましたものでございます。

それから、02小学校費、そのうちの02の教育振興費、その2段目になります小学校コンピュータ教育経費219万2,000円の減額でございますが、こちらのほうもパソコン等の移設業務委託料、こちらは小宮小学校からほかの学校へ移設したもの、またパソコン等の借上料、こちらのほうは5校の借り上げをしたものの契約の差金でございます。その下の段になります。小学校国際理解教育経費、講師派遣委託料240万2,000円の減額でございますが、こちらのほうも指名競争入札による契約差金でございます。

次に、03中学校費、02の教育振興費、中学校国際理解教育経費175万9,000円の減額でございますが、こちらのほうも先ほどと同様競争入札による契約差金でございます。

ます。

1行あけまして、04の学校整備費、こちらのほうは1,953万6,000円の増額でございます。こちらのほうは、25年度、26年度、2カ年で全小中学校の普通教室、特別教室のエアコンを整備するという計画に基づきまして、今年度については、25年度の中学校の整備の準備のため、設計委託料としてこの金額を増額するものでございます。普通教室エアコン設置の設計委託料が1,302万円、それから特別教室のエアコンの設置工事設計委託料が651万6,000円となります。

それから、そのページの下段、06の学校給食費でございます。01給食総務費、2行目になります給食センター管理業務経費（秋川）、こちらの548万3,000円の増額でございますが、第1センターと第2の施設につきまして、第1が昭和45年、第2が昭和51年の建設で、新耐震基準に適合していない施設であるために早急に診断が必要だということによる増額でございます。

その下の段は、同じく五日市の給食センターの施設につきまして、324万3,000円の増額でございますが、こちらのほうは昭和47年建設の建物でございます。同じく診断をするということの補正でございます。

学校関係につきましては、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、続きまして、社会教育費、04の社会教育費、05図書館費をごらんください。総額で1,801万8,000円の増額、3つありますけれども、一番上です。図書館、中央図書館運営管理経費でございまして、図書館非常勤職員社会保険料4万3,000円につきましては、これにつきましては、社会保険料率に変更になったために、該当する嘱託員の保険料が増額になったために補正をするものでございます。

続きまして、図書館システム借上料、これについては、中央図書館の追加機器と、IC用のアンテナ、カウンター用端末機器等々でございますが、このリース期間を当初2年6カ月で見ていたものを5年に変更したためリース料が安くなったということで、そのために契約差金が出ました。188万6,000円の減額になります。締めて184万3,000円の減額補正ということになります。

続きまして、その下でございます。図書館所蔵資料整備事業経費、こちらは緊急雇用創出事業でございます。これにつきましては、旧五日市町で所蔵していた図書のうちバーコードのチェックデジットのない図書について、チェックデジット付のバーコードに張りかえるよう、管理運営上行うものでございます。作業員7人、うち新規雇用6人、こちらは緊急雇用でございますので、ハローワークで募集をするという内容になっております。それが883万4,000円の内訳でございます。

続きまして、その下、地域資料デジタル化推進活用事業経費、こちらも緊急雇用創出事業でございます。この事業については、深沢家文書の図書の部のうち、自由民権の分、約3万1,000コマにつきましてデジタル化を行いまして、永久保存可能な管理をしたわけです。それとともに、デジタルアーカイブにより公開していくというような目的でございます。作業員については10人で、うち新規雇用9人、こちらもハローワークで募集をして雇用を図るということでございます。

続きまして、その下でございます。07秋川キララホール運営費、まず上の段、秋川キララホール維持管理経費、これについては、修繕料、まず165万6,000円につきましては、緊急修繕が年度当初出ましたので、不足する額について補正をするものでございます。

続きまして、キララホールの天井補強工事199万5,000円及びトイレ改修工事48万3,000円について、こちらも緊急性があるということで補正をさせていただいております。締めて413万4,000円を増額するものでございます。

その下、秋川キララホール運営管理経費につきましては、キララホールの訴訟がありまして、それがここで裁判が結審されましたので、弁護士委託料等31万6,000円について新たに発生したために補正を組むものでございます。非常勤嘱託員社会保険料と合わせて32万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございましたら、お願いいたします。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

3点ばかり質問します。スポーツ教育推進事業委託金が東京都のほうで新規校だけとするということで2校採択されなかったのが減額ということなんですけれども、そうした東京都の方針というのがいつごろ判明したのでしょうか。それから、当て込んで使ってしまったというようなことは、予算を執行してしまったというようなことはないかと思うんですが、都の方針がいつごろ示されたのかということ。

それから、もう一つは、給食センターの耐震調査が行われるようなんですけれども、給食センターに関しましては、将来計画を考えるプロジェクトが進んでいると思うんですが、それとの関係がどうなっているのでしょうか。それから、エアコンの設計委託料なんですけど、これは設計委託料というのは、市の場合は随意契約なんですか。それとも、指名競争でされるのか。

それから、もう一つ、給食センターの耐震終わってないということなんですけれども、教育委員会が管理する建物、学校は全部終わっていますけれども、学校以外の教育委員会が管理する建物で、耐震調査も終わってないという建物がほかにもあるのでしょうか。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

スポーツ教育の推進事業経費のことについてお答えいたします。これにつきましては、平成24年度の申し込みを23年度中に行いまして、東京都のほうでは、該当校何校という多分数があるんだと思うんですが、それに対して手を挙げた応募校が、どれぐらいあったのかというのは詳細にはわかってございませんが、その中で、精査した中で、先ほど教育部長が申し上げたような新規校が多かったということで、その学校を優先したというよ

うに聞いてございます。詳細には、ちょっと何校の手が挙がって、何校になったということとはわからないので、申しわけございませんが、そういった形でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

東京都の予算枠ということですね。

指導担当部長（新村紀昭君）

そうですね、予算枠の中でということですよ。当て込んで先に使ったということにはございませんので。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

給食センターにつきましては、老朽化が進んでおりますので、3カ所の給食センターを1カ所に集約して、新たな給食センターを整備するというところでございます。しかしながら、用地の問題等から新しい給食センターの稼働が数年先になるということが見込まれますので、給食一日も中止をするということではできませんので、現在稼働している施設が新耐震基準に適用していないということから、診断を実施して、その状況に合わせて最小限の工事をしていく必要があるということでございます。

それから、エアコンの関係でございますが、設計につきましては競争入札に付します。あと教育委員会関係の耐震については、給食センター以外は全て診断は終了しております。特に学校の耐震は避難所になるということがありましたので、より耐震基準を上げて工事をいたしましたけれども、センターについては統合という方向が出ておりますので、最小限で、できれば診断の結果、補強の必要がないという結果が出ればいいというふうには考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などがないようですので、質疑を終了いたします。

議案第20号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第20号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第2号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第21号平成24年度あきる野市教育委員会の権限に属す

る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成23年度分）報告書についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第21号平成24年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成23年度分）報告書についての議案を提出いたします。

教育部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

議案第21号について説明させていただきます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づくあきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項の規定に基づき、平成23年度分の手続の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、別紙のとおり報告書を作成したので、委員会の承認を求めるものでございます。

概要につきましては、教育総務課長より説明させていただきます。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、平成23年度分の点検及び評価についてご説明させていただきます。

まず、初めに昨年度との相違点でございます。昨年度までは単年度計画に対する点検及び評価を実施しておりましたが、平成23年度からは3カ年の教育基本計画を策定いたしましたので、今回につきましては、この教育基本計画に基づく点検評価の初年度ということになります。点検及び評価の方法についてでございますが、基本的な事項は、あきる野市教育委員会事務点検及び評価実施要項に基づき実施しております。まず点検につきましては、教育基本計画における150の推進計画を対象として実施いたしまして、推進計画における23年度の実施計画について、実施できたか、できなかったかを中心とした取り組み状況の点検を行い、その状況に応じて、今回から5段階の評価を実施しております。

また、この取り組み状況を踏まえて、次年度以降の実施計画と照らし合わせた今後の方向性について4段階の評価をいたしております。評価につきましては、重点項目別評価ということで、教育基本計画における12の重点施策に、国際理解教育の推進、学校施設設備の整備、生涯学習活動への市民参加の推進、文化財の保護と公開活用の推進の4つの基本施策を加えました16の施策について実施いたしております。評価対象施策における各推進計画の点検を踏まえて、課題の検討を行い、その課題への対応として今後の方向性を明らかにいたしております。

なお、この報告書の案でございますが、点検評価有識者2名の方の意見も踏まえたものとなっております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問がございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

読ませていただきまして、幾つか感想を持ちましたので、述べさせていただきます。

昨年とはすっかり変わった報告書になりまして、昨年度に比べてはつきり言えることがわかりやすくなったということが言えるかと思えます。150の項目にわたって点検するのは本当に大変なことだったと思えますけれども、大変ご苦労さまでした。ただ、今後のことを考えた場合に、幾つか気がついた点がありますので参考にさせていただければと思えますけれども、ABCDEの評価、5段階でされておりますけれども、Cがおおむね計画どおりできた、Bが計画よりできた、Aが計画以上にできた、このABCを含めると、ほぼ行政の目標とするところが達成されたというふうにして考えますと、150のうち約九十五、六％はC以上ということですので、1つの観点としては行政が順調に進んでいたというふうな評価ができると思えますけれども、片や自己評価ですから、その辺が一般的な話として受けとめていただきたいんですけれども、評価が高過ぎるという評価を受けることも、外形的には外からあることも考えられるのではないかなと思います。特にDとEの一部には、震災の影響によってできなかったということも入っているようですので、行政内部の調整不足、あるいはミス等によってできなかったということは、それがほとんどないということになりますので、そのC以上の評価はぐんと上がるということになると思えます。

そこで、自己評価を行う場合のABCDEの評価の仕方というのが実際どうだったのかなというところが問われる場面もあるのではないかなというふうに思います。自己評価ですから、担当のセクションがなさるんでしょうけれども、もし可能ならば、複数の目によるダブルチェックといいたいまいしょうか、クロスチェックといいたいまいしょうか、そういったことも今後は必要になってくるかもしれませんし、ABCDEとする、判定をする上での客観的な内部基準といいたいまいしょうか、自己基準といいたいまいしょうか、そういったものもやはり客観的な基準というのが今後は必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それから、こういった報告書は一般の方が読むということが前提だと思いますので、でも以前に比べてかなり専門的用語が少なくなってきました、やむを得ず使う場合にも説明がつけられたりしまして、大変一般の方でも読みやすいものになってきたとは思いますが、その方向に向けては、もう少しまた努力をお願いしたいなというふうなところでございます。

とりあえず以上です。

委員長（古田土暢子君）

ほかの皆さん、いかがでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

大変な事務事業が行われているというようなことで、改めて教育委員会の取り組み、事務事業、それぞれ一つ一つ大事なものであり、重要であると思います。その点検評価をしていただいている中で、今現在資料をお持ちじゃないかもしれませんが、わかる範囲内で結構です。例えば基本施策1、今現在大変話題になっておりますけれども、いじめ・不登校ゼロへの挑戦、そういった中で、4番目の教育相談所の充実ということで、これなどについても事務事業が行われておりますけれども、今年度新たに相談員及び臨床心理士等を配置していった中で、例えばこの電話による相談件数などが年間どのぐらいなのか、今現在資料がありましたら結構ですけれども、恐らく膨大な数になるんじゃないかと思っておりますけれども。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

23年度の3月時点で、大体1,230件、その中でも来庁相談が1,100、電話相談が130というような数字です。

委員（丹治 充君）

これら1つの事務事業から察しても、役所の前通りかかりますと、大分遅くまで電気もついていますし、そういった意味ではかなり夜間の相談業務のほうがふえてきたからなんですか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

時間別の統計はとってないのでわかりませんが、そこには家庭の事情等もありますので、6時以降であったりだとか、問い合わせするのもあるやに聞いております。また、昼間に相談を受けるんですけれども、受けただけではなくて、それについてまとめて、後日情報共有等図らなければいけませんので、そういった情報の整理といったことで、結構遅くまでやっているという実態はございます。

委員（丹治 充君）

今の数字をお聞きしますと、これはもう事務事業一つ一つが明確に見えてまいります。そういった意味では、一般の方等も目に触れたときには、こういうふうに努力をされているんだなど、事務事業についてもこういう内容が行われているのかなというようなことで、さらに理解も進むのではないかと思いますので、できるだけ今のような数値的なものも入るようであれば、入れていただいたほうが読みやすくなるのかなというふうに感じました。感想も含めて。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいでしょうか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

一年間にこれだけの事業をこなしていただいているのには本当に頭が下がる思いです。確かに評価としては計画通りに達成できたかという点で自己評価しているのでAとBがほとんどのような形になっています。ただ、私はあきる野市中学生の主張大会などを拝見し

ますと、せっかく素晴らしい主張を中学生の方、小学生の方がしていっしょのに対して、観客の方がすごく少ないのがとてももったいないという思いがします。確かに意義のある事業だと思うのでそれをもう少し効果的により多くの方に知っていただくにはどうしたらよいのかということをもう少し考えていただければと思います。次年度にぜひ生かしていただけるようによろしく願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

この件についていかがでしょうか。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

青少年委員の皆さんといろいろ会議の中で、生徒が、今ご指摘のとおり、あれだけすばらしい主張をされているんですから、なるべく多くの人にも聞いていただいて、その発表の内容と、あと主張している姿を見ていただこうということで、今、今年度の取り組みを検討しております。具体的には、いろんな青少年健全育成にかかわる団体がございますので、その団体に審査員という形でお願いしたらどうかというような今案が出ております。審査員として携わっていただくことによって、来場していただいて、また同じような団体、お仲間を多く連れてきていただければ、さらにふえるのではないかというふうに思います。そういった趣向を今回やってみようかなということで、今いろいろ準備、調査を進めておるところです。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいでしょうか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

先ほどC以上が97%ぐらいとかということで、誤解のないように申し上げておきたいんですが、行政のこういった自己評価というのは、こういった行政の仕事の性質上、自己評価が上がるのはこれは当然だろうと思うんです。というのは、事業計画自体もきっちり討議をされて進められていますし、予算の枠はそこについておりますので、例えば会社が何かの売り上げを来年は倍にしようとか、そういう目標設定というのは行政の場合あり得ないと思いますので、かなり着実な事業計画が基本にありますので、自己評価が上がるのは、別にこれは不思議でも何でもないので前提として認識しておりますので、その点をご承知ください。

ただ、ほかで内容としてちょっと気がついたところ、その評価ということじゃないんですけど、ちょっとがっかりしたのが、学校図書館の図書標準を満たしてない学校が小学校で4校、中学校で2校あるというのは、ちょっとこれはがっかりしたというか、驚いたといいたいでしょうか。たしか今年度から文科省も学校図書館の整備のための予算化をしているという話を聞いておりますので、もちろんこれは地方交付税の中のことなんでしょうけれども、ぜひこれは早急に充実すべきじゃないかなという感想を持ちました。

それから、またあした新しく「一房のぶどう」が出ますけれども、このいじめに関する教育委員会のスローガンや目標を、私たちは知っているんですけども、一般の市民の方は意外とまだまだご存じないのではないかと、浸透度はそれほど深くないのではないかな

というふうな気がしますので、これはやはり我々自身もそうなんですが、あるいは学校も含めて、あるいは地域のいろんな町内会も含めて、こうしたスローガンを掲げて、こういったものを目標にして市はやっているんだということをもっともっとPRする必要があるんじゃないかなというふうなことを、読ませていただいて感じました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

今山城委員ご指摘のとおり、学校図書館の関係なんですけれども、ここで市のほうに出す実施計画、今後3年間の実施計画というものがあるんですが、その中に今委員ご指摘の部分がございまして、年度計画にそこを整備していくようにここで進めておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それから、先ほど「一房のぶどう」等、市の広報等での重要施策の浸透度というお話いただきました。このことについては今後の課題と思っております、今年度市のホームページに教育委員会のホームページの充実ということで、今担当のほうで検討を進めております。より具体的に拡充をしていきたいというふうに考えております。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今評価の問題について、大変先生方に評価されていてありがたいと思います。それで、いろいろ事業があるので、あのことだな、このことだなというふうにおわかりになっている部分と、100幾つもあると、この中身は何なんだろうというふうに思ってしまう先生も幾つもあると思うんですね。例えば57ページのところを見ていただくと、基本施策の26、市民文化の振興、一番最初に110番のアーティスト・イン・レジデンス事業の実施というのがあるんですよ。これなんかは、おわかりですか。要は、戸倉の昔の役場のところに、毎年若き版画家で、世界中から選ばれてきた人たちが来て、3カ月ぐらい寝泊まりしながら版画をやっているんですよ。芸術品を残しているんです。これは戸倉小学校の目の前ですから、戸倉小学校へ行って、子供たちに版画の勉強教えたりね、ですから、戸倉小の子供たちは毎年カレンダーに野鳥の版画だと思うんだ、あれみんな教わってやっているんです。そこへ行くと、外国人が1人、それから日本人が2人の彫刻家の卵が来て、あそこで勉強しているんですよ。先生についたりしてね。その作品を、ここの下のホールでも、今まで何年もやってきたものが、そこで勉強した作品はいっぱいできるんですけど、みんな倉庫の中へしまってたんですよ。もったいないから外へ出して、市民の目に触れさせるということで、近いうちに下のホールで展示したりします。それから、図書館の、中央図書館の入り口のところの広いスペースのところでも張ったりしながら見てもらっているんですけども、これなんかにもたまには教育委員会、近いうち3カ月も来ますから、

その学生というか、若きアーティストがね。見に行ってみるなんていうこともいいかもしれない。全部知ってて評価を見ているわけじゃないから。とてもすばらしい事業なんですね。同じようなことをほかの市町村いっぱいやってたんだけど、予算の関係で全部やめちゃって、あきる野だけこれ頑張ってるんですよ。こんなものもぜひ評価をしてもらうためには、行ってみる価値はあります。

委員長（古田土暢子君）

私もお案内をいただくときには、戸倉のこちらの場所に伺って、見せていただいたり、作者がよく説明をしてくださったり、また戸倉の子供たちの様子もお聞きすると、非常にすばらしい子供たちだというお話も伺いまして、それであそこ自体に版画の機械がすごく立派なのがあるんですね。こういう機械の立派なのを置いてあるところはなかなかないと、勉強されている方がおっしゃってましたし、とってもすばらしい、これは交流と、それから芸術を、私たちも見せていただく場であったと思います。ぜひ今度伺ってみてください。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑は終了いたします。

議案第21号平成24年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成23年度分）報告書については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第21号平成24年度あきる野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成23年度分）報告書については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第22号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第22号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例についての議案を提出します。

生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由をごらんください。あきる野市中央公民館の管理について、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に指定管理者制度を導

入し、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する必要が生じたので、別紙のとおり委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、1ページをお開きいただきまして、前文を見てください。それでは、全部改正の内容についてご説明させていただきますが、まずその前に、条例を読みとく上で関連する件について挙げさせていただきますが、この公民館の条例改正につきましては、先ほど提案理由でご説明させていただいたとおり、指定管理者制度の導入をするために、条例がその制度にかなうような改正を今回はするものです。そのときに、公民館の仕事はいろいろございます。今回指定管理を公民館の、今やっている公民館の仕事のうち、業務について、どの部分をするんだと、全部じゃございませんので、ご存じのとおり、公民館、体育館と建物が一体の施設になっておりまして、要は光熱水費、水道とか電気とか、またはそういうボイラーとか、そういうものが一体施設となっております。したがって、そういういわゆるハードの管理、メンテナンスについては、体育館の施設と切り離すことはできませんので、一体的に公民館の建物部分のメンテナンスの業務を指定管理にするというのが1つです。

もう一つは、公民館の窓口業務で、市民目線に立つと、体育館の窓口と1本にしたほうが市民サービスの向上が図れるという観点から指定管理の範囲とする、業務の範囲としたい。したがって、公民館のものについては、本来の事業、市民解説員とか、寿大学とか市民講座とか、そういう本来の生涯学習の拠点となる事業そのものについては、引き続き直営として市役所がやっていくということになります。したがって、公民館事業のうちの一部、ハード部門のメンテナンスの部分と窓口業務を指定管理の範囲としたいというような発想があって今回条例改正をするものでございます。済みません、ちょっと外れるんですけども、条例改正をやることの上でご理解いただきたいと思えます。

それでは、全部改正の内容についてご説明させていただきます。1枚目として、今申し上げたとおり、指定管理者制度を導入できるように規定を整備するものです。したがって、例えば使用料の改定など、市民に不利益となるような改正は行っておりません。2番目として、条例改正に当たり、指定管理者制度を導入している他の施設の設置管理条例、例えば後でご説明しますが、体育施設の管理条例とか、ルピアですね、そういう今まで指定管理をしている施設の条例等との整合を図る観点から、本条例施行規則や運用規則で規定していた条項について、格上げして条例で規定し直すということがあったため、いわゆる追加規定が多くなりましたので、わかりやすさという観点から一部改正ではなく全部改正とさせていただいたところでございます。

続きまして、条例の構成につきましては、第1条、第2条は、公の施設の設置に関する条項でございます。第3条から第23条までが管理運営に関する条項となっておりますが、このうち第19条から第22条までが指定管理に関する条項となって、新たに追加してございます。

それでは、改正になった条項を中心にご説明をさせていただきます。まず初めに第3条、管理についてご説明します。第2項に、公民館の管理について、指定管理者に行わせることができるという規定を設けさせていただいております。

第4条、事業。第5条、休館日。第6条、開館時間につきましては、市の指定管理者制度を導入している施設の条例との整合を図ることから、条例施行規則で規定していたものをこの条例で規定をするものでございます。このうち第5条、休館日、第1項第1号のただし書きで、祝日も休日とはしないで、開館する旨規定をさせていただいております。今のところ現行では公民館については、祝日については休館日ということで運用しておりますが、来年この条例ができれば、来年4月からになりますけれども、祝日も開館をするということになります。

第7条、使用期間から第13条、施設の変更等の禁止までの条項は、条ずれによる変更が生じますが、内容等につきましては従前のおりでございます。

おめぐりいただいて第14条です。第14条、使用者等の遵守事項及び第15条、入場者の制限につきましては、こちらも他の条例との整合の観点から、新たに規定をさせていただいております。

第16条、使用承認の取消し等から、第18条、損害賠償の義務までにつきましては、条ずれによって変更は生じますが、先ほどと同様、内容につきましては従前のおりでございます。

次の第19条、指定管理者が行う業務から第22条、準用規定までにつきましては、いずれも新規に追加した条項で、指定管理者に関する規定を内容としております。まず第19条は指定管理者が行う業務を規定し、第20条は指定管理者の指定の手続を規定しております。また、第21条は、利用料金について規定しております。その第1項では、利用者が指定管理者に利用料金を納めるという利用料金制を規定しています。第2項では利用料金の額の定め方について、第3項では利用料金の減免について、第4項では利用料金は指定管理者の収入とすることについて、それぞれ規定をしております。

第22条、準用規定につきましては、指定管理者が管理を行う場合について重要な規定でございます。指定管理者が管理を行う場合、管理運営上必要な条例の規定上委員会とあるのは、指定管理者と読みかえる旨規定しております。また、休館日、開館時間、利用時間などの規定を変更するなどの場合には、指定管理者は教育委員会の承認を得ることとする旨規定をしております。

続きまして、附則第1項、施行期日につきましては、指定管理者制度導入予定の平成25年4月1日と規定をいたしました。附則第2項の準備行為は、条例施行前に指定管理者の指定及びこれに関して必要な諸手続を行う必要があるため、規定したものでございます。

別表等については、改正前と同様でございます。

ご説明につきましては以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

教えていただきたいんですけども、指定管理者に対しては一定の委託料をお支払いするわけですね。それと、指定管理者は、施設等附属設備等の維持管理に関することは指定管理者の仕事となっていますので、指定管理者は、市からの委託料と、それから利用料金をもってこの建物の維持管理に当たるということになるんですけども、この14、15、16あたりの遵守事項のことだとか、制限だとか、取り消しということは委員会がすることになりますと、この辺の事務的な流れ、あるいは考え方というのは、どういうふうにして整理して考えたらいいのかなというのは、ちょっとわからないので教えてください。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

まず、指定管理者には指定管理の委託料ではなくて指定管理料ということで、一定の市が管理運営していく上で必要な経費については計算をして、試算をして指定管理者と協議をして、その分をお支払いする。基本的な部分で管理して、運営をする部分の基本額をお渡しするという考え方です。それとあと、使用料とかという絡みについては、今回は利用料金制をとっておりますので、例えば公民館の場合ですと、会議室の使用料だとか、それについては指定管理者の収入となりますから、指定管理料との関係では、その収入を差し引いた額、差し引いた額をお渡しすると、歳入部分を差し引いたものをお渡しするというような計算で行っております。

次に、条例の第14条、15条、16条、これについては、委員会ではなくて、14条、15条、16条については、管理運営していくために必要な事項として、指定管理者が実際管理する上で必要な条項として挙げておりました、これに基づいて指定管理者が行うということで、これ主語は委員会となっておりますけれども、22条の準用規定の中で、14条から16条まで、22条を今見てるんですけど、上から5行目ですか。14条から16条まで並びに17条2項の規定中、委員会とあるのは指定管理者と読みかえるということですから、例えば15条の入場者の制限を見ると、第15条、委員会は次の各号のいずれかに該当するものに対し行う、入場禁止する云々と書いてあるんですけど、これを指定管理者はということで読みかえることに、準用規定がしておりますので、指定管理者自身が自分で行えるという条文でございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。そうすると、2つまたさらに質問したいんですけども、例えば公民館の建物が相当傷んで大規模な改修を行わなければならないというふうな場合には、指定管理料、なおかつ利用料を差し引かれたものでは賄い切れないものになるでしょうから、そのときには市の財政が出動することになるんだろうと思うんですけど、それでいいのか。

それとも、指定管理料の中には、ある程度将来的な大規模な修繕あるいは塗装だとか、あるいは機械のボイラーの入れかえだとか、そういったところを見込んだものをお渡しして、それでやってくれというのか、多分、長期にわたる指定管理じゃないでしょうから、そういうことはないと思うんで、何かあるときには市の財政が出動するのか。

それから、もう一つは、例えば入場者の制限だとか取り消しというようなことが、これ普通指定管理者でなければ一種の行政処分みたいなことで、例えば行政訴訟の対象だとか、国家賠償の対象だとかということになるんだらうと思うんですが、その辺の、例えば制限されたとか、取り消された分について異議申し立てがあった場合には、どういうふうな流れで処理することになるのか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

1つ目の修繕の関係につきましては、小規模修繕というか、指定管理料の絡みでいきますと年間200万円ですね、一定の額を小規模修繕として1件50万円以下の修繕については、指定管理料に含めた200万円の中から計画的に使うというような取り決めをすることになると思います。

あと大規模修繕ですよ、それを超えるものについては、市の予算で指定管理者と協議を行いながら市が負担して行うというようなことになると思います。次に非常に難しい話かなと思うんですけど、基本的には指定管理者に管理と運営を法律に基づいてお任せをしておりますが、訴訟が起こされた場合について、その辺やはり、指定管理者の非常に重大な過失とか、そういうこともフォローしなければいけないんでしょうけど、基本的に被害をこうむった、訴訟を起こした側で、市または指定管理者、どちらでもまずは選択できるという考え方をとったほうが良いというふうに思ってますけども。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうなんでしょうね、きっと。委託しているんですから、委託した元を訴えるか、委託をして実務をやっているところを訴えるかというのは、訴えるほうの選択になる、あるいは両方を訴える。訴訟技術としたら両方訴えれば良いんでしょうけど。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

今おっしゃったような形になるのかなとは思いますが、済みません、この点については、ちょっともう少し勉強させていただいて、次回の教育委員会でお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

山城委員、よろしいですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などがないようですので、質疑を終了いたします。

議案第22号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第22号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第23号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第23号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての議案を提出いたします。

細部については、生涯学習担当部長から説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由でございます。公の施設である秋川体育館の管理を指定管理者に行わせるため、規定を整備する必要が生じたので、委員会の承認を求めるところでございます。これにつきましても、先ほどと同様ご説明させていただきますと、体育館につきましては、指定管理の範囲については、全部ということです。全部市が行っていた管理運営について指定管理者にお任せをするという考え方でございます。

それでは、また条例案を見ていただきまして、あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例の別表第2中、五日市ファインプラザを秋川体育館、五日市ファインプラザに改める。別表に秋川体育館を加えることによって指定管理ができるということになります。言い方が逆になりました。別表に掲げる施設は指定管理をしてもいいよという規定がありまして、その別表に秋川体育館を加えることによって指定管理ができるようになります。そのためこういう改正をしますということでございます。

附則でございます。施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行する、ただし、次の規定は公布の日から施行するということでございます。2項の準備行為については、先ほど公民館の関係でご説明したとおりと同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

本当に一般的な感想なのですが、次々に公的な施設が市の直営から指定管理に代わって
いっていますよね。それについて何か上手くいかない点ですとか、やはり市でやっていた
だいた方が良かったのというような意見は出ていないものなののでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

私生涯学習担当部長ですので、市役所全体では幾つかございますけれども、ファインプ
ラザ、体育館ですね、あと市民プールとルピアなんですけれども、この3カ所を今のとこ
ろやっていて、やはり直営方式のほうがいいなと聞いたのは、今のところないです。そも
そも指定管理をしようというふうに決定するには大きく2点があって、まずは市民サー
ビスが向上できるかどうかという観点と、あとはそれをするによって経費の縮減が図れ
るのかどうかという大きく2点です。これを検討した上で、経営会議に諮って、市の方針
として決定していきます。私が所管する以外のもも幾つかあります。バーベキューラン
ドみたいなものとか福祉施設なんかもございます。その辺はちょっと今ご質問いただいた
個別の意見みたいなものは、私今把握し切れてございませぬので、お答えできませんけ
れども、私が所管している範囲内では、出てないということです。

委員（田野倉美保君）

一般の利用者は指定管理になるとやはり市民サービスの向上というよりは経費削減とい
うものがまずはじめにあるように感じます。例えば照明をとってみても、ファインプラザ
では6コートあるうちの1コートを借りると、その1コートの上だけしか照明をつけてい
ただけません。そういった不便さを感じつつも、経費削減だから仕方ないと思って使っ
ています。たぶんアンケートのようなもので意見は提出しているとは思いますが、なかなか
市民の声が反映されないように感じたので質問をしてみました。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

そうですね、市がやってないわけですから、市民の声が直接届かないというようなデメ
リットは確かにありますので、それを補完する意味で、今現在は定期的に事業報告を出し
てもらってしまして、その中でチェックをしていると。半年に1回会議をもって、指定管
理者の担当者側も私と同じような立場の人が集まってやります。そういう中で意見交換
として掲げていこうということがありますので、今のご意見をその中に入れておきます。そ
れから新たにモニター制度というのを去年から始めましたので、一定のフォーマットがあ
って、今までじゃないような観点も含めて、そういうのも補完してやっていますので、さ
らに充実していくように努力しています。

委員（田野倉美保君）

よろしく願いいたします。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それで、ファインプラザについては、やはり先ほどおっしゃっていただいたように、アンケート調査をやっていますけれど、アンケートをやったにもかかわらず、反映されていないということと言わなかったんですけど、資料のほうも今後さらに入念に見てチェックをしておきたいと思います。よろしく願いします。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第23号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第23号あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 報告事項（1）平成23年度あきる野市学校評価報告書のまとめについて。

報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

お手元に平成23年度あきる野市学校評価報告書のまとめがございますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。毎年度各学校が実施しているものです。本市の場合は、重点目標を1から9、それからその他で1つ立てております。重点目標の1から9につきましては、こちらにお示ししてありますように、市のほうで設定をいたしまして、この重点目標について、各学校で評価項目を1つないし2つ設定して、そして右上の評価指標、評価AからDがございますが、その指標に従って評価をし、各学校から報告をいただいたものをまとめたものでございます。

真ん中に4つの、ちょっと見づらいんですが、帯グラフと、それから折れ線グラフがございます。こちらをごらんいただけますでしょうか。一番上の目標別評価の学校数の割合、こちらをしてみると、重点目標の1及び2以外、つまり目標3から目標9については、評価AまたはBとしている学校が約9割以上であるといったようなことがわかるかと思えます。全ての項目についてはA、またはBとしている学校は8割といったようなことがわかるかと思えます。

それから、下の2つのグラフ、上から3番目と4番目、見ていただけますでしょうか。上から3番目は、小学校のAとBの評価、またはAと評価した学校が経年でどうなのかと

いったものをお示ししたものでございます。一番下は、同様の内容で、中学校の分をお示ししております。これを見ていただきますと、小学校につきましては、重点目標の8、開かれた学校づくりについては、毎年評価が高いといったような傾向がわかるかと思えます。一番下を見ますと、中学校は重点目標の5が低い傾向にあると、その傾向は一昨年から続いている状況です。ただ、中学校の場合は、いじめ・不登校ゼロに向けての取り組みが低い、評価が低いといったことなのですが、より厳しく中学校では見ている。確かに不登校が若干ふえる傾向にありますので、そういったところで厳しい評価をしているのかなといったようなところが読み取れるのではないかと思います。また、全体的には、今申し上げましたように、中学校は小学校に比べて評価が厳しいといったような傾向が続いているように思われます。

それから、取り組み目標と成果目標を意識して、各学校には2つは設定してくださいというふうに昨年度は申し上げたんですが、3つ以上数値目標を設定している学校は、小学校の場合は6割、中学校の場合は、全ての学校で設定しているといったようなことがわかります。ただ、全体を通じて取り組み目標を設定している学校はふえているんですけども、やはりちょっと具体性に欠けている部分がございます。また各学校における取り組み目標の、取り組み状況の分析というか、考察の状況を見ますと、その取り組み目標の達成度の把握といったものが十分ではないのかなといったところが昨年度見られましたので、今年度の夏季休業中に入って、各学校訪問の中ではこの辺を指摘させていただいたところです。

それから、周りに重点目標1から9までお示ししてあるのは、それぞれの重点目標で、各学校が設定した評価項目がどんな内容なのかといったところを分析したものでございます。何点かについてだけ申し上げます。

重点目標1の学力向上に資する授業改善については、学力の要素、これ学校教育法で基礎的な知識、技能、学習意欲、それから思考力、判断力、表現力等々3つの学力規定がなされているんですが、それに着目した評価項目が、昨年度40%だったのが今年度は60%を超えたといったような結果が出ております。ただ、基礎的な知識、技能に関する項目に注目したものが多くて、今求められている思考力、判断力、表現力に関する項目は低いといったような、低く目標をたてている学校が多いということがわかります。また、約80%の学校が、この重点目標を、最重点目標、2つ最重点目標を設定してくださいと学校に指導しておるんですが、そういうふうな学校が最重点目標に設定しているといったことがわかります。また、各学校が立てた数値的な目標、成果目標です。成果目標29のうち約2割、20%が学力の定着に着目をしている。例えば学期末のまとめのテストから評価をしているといったことが主に挙げられます。ただ、約8割は子供の親、それから教師の意識、例えば学校が楽しいと感じている子供、何%いるといったような項目が多いといったことが挙げられます。

それから、昨年度から新たに重点目標の4、体力の向上、健康の保持増進にかかわる評価項目を各学校に設定をしていただきました。そうしたところ、具体的な体力の向上や運動の実践に関する項目が約6割近くで、いわゆる健康な生活に関する項目が9%と、低い傾向があります。ただ、東京都の生活運動習慣等の調査結果からでは、生活習慣に若干課

題があるといったことが読み取れましたので、そういった目標にも注目するようにといいことで学校には指導をしております。

それから、重点目標5、いじめ・不登校ゼロに向けての取り組みですが、これに関して評価項目の内容から読み取れたこととしては、教育相談委員会等の組織を活用した評価項目が約10ポイント上がっている、そういったところが見てとれました。

それから、最後に、重点目標の7、子どもの安心安全の環境作りについてですが、東日本大震災の影響を受けまして、昨年度の学校が立てた重点目標7にかかわる評価項目では、緊急時の対応にかかわる評価項目が14%となっている、そういったところが評価項目から読み取れました。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

貴重な資料を提示していただきましてありがとうございました。こうやって拝見したときに、気になるのは、例えば学校間の取り組み状況の中で、どういう形で指導をしていたっているのか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

委員長（古田土暢子君）

はい。

指導担当課長（千葉貴樹君）

先ほども少し申し上げましたけれども、毎年度夏季休業中の初め、7月下旬に私のほうで各学校を訪問させていただきまして、おおむね30分くらい管理職、学校によっていろいろなんです、校長先生、副校長先生、それから教務主任の先生と面談させていただきまして、今年度ですと、平成23年度の学校評価の報告について報告を受けるとともに、それを踏まえて平成24年度どういった項目を設定したのかといったようなことをお話しさせていただきまして、課題についてはご指摘をさせていただいて、来年度、もしくは今年度の評価活動に生かしてもらうようにといいたようなことを毎年度指導しております。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

それでは、具体的にご指導いただいた学校は、昨年度指導した点について、今年度の評価の中では明らかに変化が見られますか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

そうですね、やはり昨年度、前の学校評価を踏まえて、今年度に評価項目を立てていくんですけれども、その辺いわゆるPDCAサイクルがうまく回ってない学校がありまして、昨年度同様に特に変えずにということでは、ご指摘をさせていただいて、評価項目を変えたといったような学校がございます。

それから、この学校評価を一部の教員でやっている学校と、組織的に取り組んで、学校全体で取り組んでいるところといったようなところが見られましたので、そうしたところを指摘させていただきました。そうしたところ、組織的に取り組んでいる学校が昨年度より30ポイント上がりまして、ことしは8割以上の学校が組織的に対応したということで成果が上がっているかなというふうに思っております。

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第7 報告事項（2）あきる野市学校給食センター整備計画策定委員会設置要領について。

報告者は説明をお願いします。

学校給食課長。

学校給食課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市学校給食センター整備計画策定委員会設置要領についてご説明をさせていただきます。

6月の定例会でもご報告をさせていただきましたが、給食センターの整備につきまして、今年度、昨年度に策定をしましたあきる野市学校給食センター整備検討計画に基づきまして、従来方式、公設民営方式、PFI方式等の比較検討を行い、運営方法、施設の規模や配置、整備スケジュールなど、より詳細事項を専門的見地から検討するため、学校給食センター整備に係る事業手法検討業務を委託し、これらを踏まえ学校給食センターの整備計画を策定する予定となっております。

現在、プロポーザル方式により決定しました業者に委託をして作業を進めております。整備計画の策定に当たっては、財源や環境問題等さまざまなことを検討する必要がありますので、庁内の関係課の意見等を取り入れ、整備計画を策定するため委員会を設置するものでございます。

それでは、まず第1条でございますが、目的及び設置ですが、あきる野市学校給食センター整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するため、あきる野市学校給食センター整備計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものでございます。

第2条の所掌事項でございますが、委員会は、整備計画の原案を策定し、市長に報告するものでございます。

第3条、組織でございますが、委員長に教育部長、副委員長に学校給食課長、委員につきましては、裏面の委員名簿のとおりとなっております。なお、会議の開催回数につきましては、3回か4回程度を予定しております。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。
何か質問などございますか。
よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第8 報告事項（3）あきる野市図書館障害者サービス機材貸出要領について。

報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

あきる野市図書館障害者サービス機材貸出要領についてご説明させていただきます。

障害者サービス機材、こちらにつきましては、昨年の24時間テレビの収益をもとに、あきる野市図書館で希望を出しまして提供された機材でございます。拡大読書器ですとか、こちらに書いてございますデジター図書再生機、これは先ほど教育委員会点検評価の中でも注釈を加えさせていただいておりますが、デジタル録音図書の国際標準規格で、視覚障害の方に昔はカセットテープで音訳の方が吹き込んだものを提供していたんですが、今デジタルになりまして、CDのようなものを、自由に再生でき、頭出しをしたりして、必要なところを再生していくということで情報を提供できるというような、そういったデジター機材、デジターの再生機ですね。その他各種大活字図書ですとか、さまざまな機材とか資料をいただいております。

通常図書資料等につきましては、既に図書館のほうで提供させていただいておりますけれども、今回こちらで貸し出しの要領を定めさせていただくのは、デジター図書の再生機になります。市では、この2月から市の広報ですとか、今まで音訳の方がカセットテープに吹き込んでいたものをデジター化するというので、CDに入れまして、先ほどのデジター再生機で聞けるような態勢を整えまして提供させていただいております。非常に便利になっておるんですが、この再生機がまだ全ての障害を持つ方が持っている状況ではないということがございます。これにつきましては、あきる野市は昨年度図書館のほうで24時間テレビでいただきました機材を活用しまして、そういった方に提供する、そして聞いていただくということでサービス機材貸出要領の制定になったものでございます。

あきる野市図書館運営規則の第12条、これは視聴覚機材の貸し出しに関する規定でございますが、これに基づいて障害者サービスの機材の貸し出しについてこちらで定めさせていただきました。障害者サービス機材、先ほどご説明いたしましたデジター図書再生機その他の障害者サービス機材についての貸し出しでございます。

貸し出しできる対象者につきましては、あきる野市図書館障害者サービス実施要綱に基づきまして、身体障害者手帳の所持者、愛の手帳の所持者等になります。図書館のほうに障害者登録をされた方が対象になります。貸し出し方法につきましては、図書館での窓口で対応する形になりまして、あきる野市中央図書館、東部図書館エル及び五日市図書館での貸し出しになります。

貸出の期間及び数量につきましては、通常の図書資料と同様3週間、こちらは機材ですので、1点の貸し出しになります。また、延長につきましては1回できる形での対応をさせていただきます。

24時間テレビのほうで寄贈いただいた機材ですが、破損等した場合には、やはり弁償していただかなければならない状況がございますので、損害の弁償についても規定させていただきます。

なお、実施につきましては、8月1日から貸し出しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

私まったくデジター図書再生機というのは、仕組みとか知らないんですけども、これは、例えばこういう文字をOCRで読むようにして、それが音声化されるんですか。

図書館長（松島 満君）

そういう読み取りの機材も、別に今回24時間テレビでご提供いただきまして、館内のほうで活用させていただいているんですが。

委員長職務代理者（山城清邦君）

これは再生専用機ですね。

図書館長（松島 満君）

こちらはカセットテープをCDに入れたような形で、音訳の方が読みます。それをデジタル編集して、どこからでも頭出しができる、見出しのところから本文のほうへ飛べるというような形で、ちょっと手で申しわけないんですが、このくらいの大きさのもので、CDを入れまして、簡単なボタンで呼び出しができるという形になっています。視覚の障害を持った方にも、手で操作ができるような形でそういう情報を得られるというものです。

委員長職務代理（山城清邦君）

その読み取り機のほうですと、例えば小説なら小説をコピーするように機械にセットすれば、それが音声で聞けるようになるんですか。

図書館長（松島 満君）

よみともライトというものがあるんですが、それを中央図書館のほうで配置しております、コピー機のようなものなので、本を置きますと、OCRと同じですね、音声で読み上げる、そういう機械もございます。それも館内で利用できるようにしてございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

今度ぜひ見させていただきたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今おっしゃられたデジター図書再生機というのは、何台ぐらい用意してあるのでしょうか。

図書館長（松島 満君）

今3台ございます。再生専用機です。そのほか編集する機械がそれぞれありまして、ボランティアの方に独自のCDをつくってもらう。例えば郷土あれこれですとか、そういったものを用意いただいて、そういうものを資料として作成するという作業をしています。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第9 協議事項（1）教育長課題提起「学校支援体制整備について」ということで、教育長から提案の趣旨説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

定例の教育委員会の最後のところで、今までその時々々の教育の課題について、少し勉強し合ったり、話し合ったりするのを議案として、条例としてということではなくて、提案をして、今まで来た経緯があります。ここしばらくなかったんですけども、いろいろな最近のいじめの出来事や何かが起こっている中で、学校支援体制の整備についてという、これはあきる野市の教育委員会が進めていく重点施策の12の中の一つにあるんですね。学校支援体制を強化しようという、12並んでいる、その11番目にあるんです。11番目ということじゃないんですけどね、その辺についての取り組みの、この辺で少ししておいたほうがよろしいんじゃないかなと、こんなふうに思って、きょうたくさん議題がある中で、やはりその時々々のタイムリーな議題でもあると思ひまして、提案するわけです。

その提案の理由は、昨年10月に滋賀県の津市で中学2年生の男子が自殺した問題は、どうもいじめとの関係があるというようなことで大きな問題になっていますし、今そのことで日本中、そこだけじゃなくて、ほかにも同じようなことがありますし、いじめの問題というのは。私たちあきる野市の教育委員会は、いじめを撲滅するためにいじめ撲滅三原則というものを掲げて、徹底的に取り組んで強化してきているところですよね。それぞれの学校の教室のどこかにいじめ撲滅三原則という文字が書いてあるものを必ず掲示しておいて、そしてあきる野市はいじめをするやつは絶対に許さないんだという基本的なスタンスについては、それぞれ取り組んできているわけでありまして。

しかし、そうはいつでもね、市民、先ほどもちょっと話がありましたけれども、そういう取り組みをしているけれども、なかなか一般の市民の人たちや、事によっては保護者も、あきる野市の取り組んでいるいじめ撲滅への取り組みやいじめへの取り組みの姿を必ずしも知ってもらってない、あるいは理解してもらってないというようなところもあるような気がするわけです。というのは、このたびの滋賀県のいじめの問題なんかをテレビ、ニュースなんかで見た市民が、あきる野はいじめのことなんか何もやってないんじゃないのというような匿名の投書なんか教育委員会に来てしまうと。本当に残念で、そんなところじゃないと思うんですけども、やはり広く市民にあきる野が取り組んでいるいじめ撲滅

への取り組みが徹底してないんじゃないか。あわせてそれは、学校にもやはり苦情が行ったりね、理不尽な攻撃を受けたりするようなことが学校もあるんじゃないかと思うんですね。

そうすると、本来一生懸命安定して学校経営していこうとする学校の校長先生を初め先生方がね、いたずらに何かほかのことで脅かされてしまって、そしてまともに教育活動が展開できないとか、運営できないようなことがあったとすれば、これはこれでまたね、非常に不幸なことなんで、やはり学校支援体制の整備というものをどんなふうにしていけばできるか、こんなことについても考えるときが来ているんじゃないかというふうに思ったので、委員の先生方から、このたびのいじめの問題をきっかけに、もう一回学校を支援する、それから学校にしっかりやってもらうためにどんな支援をしたらいいかと、そんな話を少しここでしておいて、あきる野市においていじめられて自殺をしてしまったなんていうことが、ただの1件でもあっちゃいけないわけですし、だからといって、いじめがないわけじゃなくて、いじめというものはあるのが普通で、いじめの内容がどうなのかということだと思わなければならないけれども、そんなことできょうはちょっと提案させていただいたんで、先生方のご意見をお伺いしながら、学校支援体制をどんなふう整備してあげたらいいのかなという、そんなお話を少しお聞きしたいなというふうに思います。

お話をさせていただく前に、させていただく前に、先ごろ東京都の、この件についての都教委のほうから、それぞれの地域の市町村でいじめの調査があったんで、あきる野もすぐやりましたけれども、その調査の結果が数字的に出ております。資料にもあると思いますけれども、それらの大まかな話を指導主事のほうから説明をさせていただきますから。それらをひとつ参考にしていろいろお話をさせていただきたいと思っております。

委員長（古田土暢子君）

教育長から提案の趣旨について説明していただきました。

では、事務局から現状についてご報告をいただけますか。

指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

それでは、資料を配付させていただいておりますので、こちらをごらんいただければと思います。まず資料1をごらんください。ただいま教育長のほうからお話がありましたが、平成24年7月17日付で東京都教育庁のほうから、いじめの実態把握のための緊急調査という依頼がきております。そちらを受けまして、1枚おめくりいただけますでしょうか。資料2になりますが、本市では、市内の全小中学校でいじめの実態把握のための緊急調査を実施することといたしました。もう一枚おめくりいただいて、資料3をごらんください。

各学校では、児童生徒を対象にして、こちらにございます心のアンケートを実施いたしました。そのアンケートの調査結果を精査しまして、必要に応じて子供から聞き取り調査等を実施いたしまして、いじめ等の確認をいたしました。その結果が、次をごらんください。資料4になります。ごらんとおり、本調査において、小学校23件、中学校7件がいじめの認知件数として報告されております。あわせまして、いじめの疑いがあると思われる件数は、小学校39件、中学校17件でございました。この結果を受けまして、指導室では、毎年文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

の質問項目をもとに、1枚おめくりください。

資料5でございます。いじめと認知したケースの対応状況の調査を実施いたしまして、さらにきめ細かい状況の把握に努めてまいりました。1枚おめくりください。資料6になります。こちらがその調査の結果でございます。いじめのアンケート結果、きっかけとしては学級担任の発見、もしくは本人からの訴えという件数が非常に多いという結果がわかってございます。

資料6、裏面をごらんください。いじめの様態としましては、冷やかし、悪口が最も多く、続いて仲間外れ、嫌なことをされる、軽い暴力が多くなったようでございます。いじめが深刻化していく前に、早期発見、早期解決していくことが重要であることがわかっております。また、いじめる児童生徒、それからいじめられた児童生徒への対応につきましては、学級担任が多くの場合指導してございまして、個々のケースの状況によってはスクールカウンセラーや外部機関との連携など、組織的な対応を強化していく必要があるということがわかってきております。

次に、学校の取り組みについてお話をさせていただきます。これまでの取り組みとしては、日常的に学級担任が児童生徒の状況把握に努めるとともに、問題の早期発見のためにふれあい月間にアンケート調査や個人面談等も実施してきました。ふれあい月間は、6月、11月、2月の年3回設定されております。ここで問題を把握した場合には、この状況を保護者に報告するとともに、養護教諭、あるいは生活指導部等を活用して、個別の聞き取りや指導を積極的に行ってまいりました。さらに、学級活動や学年集会等の時間の中で全体指導も行ってきております。

問題行動の予防に向けては、先ほどのふれあい月間を中心に、担任からいじめ防止に関する指導等を行うほか、思いやりや友情をテーマとした道徳の授業を実施してきておるところでございます。

次に、いじめの相談への対応についてお話しさせていただきます。各学校では、いじめ相談の窓口として1名以上の教員をいじめ問題担当者として指名してございます。また、学校外の相談窓口としては、秋川と五日市に設置しているあきる野市教育相談所に合わせて4名の臨床心理士を相談委員として配置してございます。いじめ問題を含めたさまざまな相談を受け付けてございます。

また、東京都いじめ相談ホットライン、24時間いじめ相談ダイヤルなどの国や都の相談窓口を各学校の学校だよりや、こちらにございます広報「一房のぶどう」を通じて児童生徒と、その保護者に紹介をしています。

最後に、今後の対応についてでございます。まずは、定期的なアンケート調査を行うだけではなく、日常的ないじめの状況把握に努めてまいります。その中で、いじめと認知したもの、いじめの疑いのあるものについては、解決に向け保護者と連絡を密にとり合いながら組織的に取り組んでまいります。

こういった取り組みに対しまして、透明性、信頼性を高め、組織的に対応していくために、資料7をごらんください。こちらにあきる野市の公立学校サポートチーム設置要項というのがございますが、学校サポートチームというものがございます。こちらの組織を積極的に運用していくということを行ってまいります。今後このいじめ問題の件数について

は、東京都の追跡調査等の予定もございますが、本市としても継続的に対応をしていくということを今のところ予定しているものでございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

ここからは、皆さんから自由にご発言いただきながら議論を進めていきたいと思っております。何かございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

先程、いじめのアンケート調査として結果をもとに聞き取り調査を行ったというお話でしたが、どういった形の聞き取り調査になったのかももう少し詳しく教えてください。

指導担当課長（千葉貴樹君）

各学校で、先ほど言った心のアンケートを実施しまして、これ記名式です。学校から上がってきたものを精査して、場合によっては子供に。

委員（田野倉美保君）

本人に。

指導担当課長（千葉貴樹君）

学校から本人に、または校長先生、その個々の案件によって違うんですけども、そういったものを実施して、いじめかどうか、それともいじめかどうか疑われるケースかどうかといったところを判別して報告していただいたということです。いずれにしても、報告していただいた後に、市独自にそれぞれの案件がどんな様相でどんな実態で、今後どんな対応していくのかといったことも把握して、学校へ情報提供していきたいと考えています。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この記名式の心のアンケート調査というのは、これは市内の小中学生全員に対して行ったものですか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

はい、そうです。

委員長職務代理者（山城清邦君）

夏休み中ですか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

いえ、夏休みに入る前です。

委員長（古田土暢子君）

先月の定例会のころでしたよね。そのころアンケート始めましたという話が。

教育長（宮林 徹君）

これ7月の19日ごろやってるんですよ。19日に臨時の校長会やって、そしてすぐ翌日からやってもらって、25日まで上げてもらって。その中で、ありますとか、心配な子については、一人一人に担任がヒアリングしてるんですよ。ここに書いてあるけど、本

当はどういうことと聞いてね、そして物すごい深刻なのはすぐに対応します。だから、それはできているんです。休み中に。スケジュールからいったらね。それはもうすぐにやりますから。

委員長職務代理者（山城清邦君）

それで、ちょっと質問なんですけども、例えば学校の先生方にとって、この心のアンケート調査の結果というのは、先生方ご自分がふだん学校で感じていたことと、やっぱりそうだったのかということなのか、それともこれ一般的な傾向の話なんですけれど、全くこんなことがあるのは気がつかなかったという、その辺の反応は現場の先生方からはあったんでしょうか。

指導担当課長（千葉貴樹君）

教員がこのアンケート調査を踏まえてどう感じたのかといったところは把握はしておりませんが、想定する範囲内では、やはりといった部分と、それから中々細かい部分で見えなかったといったところも結構あったのではないかなというふうに思います。多くの学校では、夏季休業中、2週間ぐらいを使って個別面談等で行っていますので、そういった中で今回明らかになった実態については、家庭とそういった情報共有をして新学期に向けて取り組んでいるといったところも保護者の方にはお話ししております。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

教育長から、先般、来月はこれ考えましょうという話を伺ってから、いろいろ考えてたんですけれど、何でこういうことになってしまっているのか、その原因というのは、大きく考えれば社会状況だとか、子供たちの価値観だとか、あるいは自己肯定感が少ない問題だとか、そういったものと、そこでは絡み合っているのでしょうかけれど、私としては、やはり原則学校に警察が入るといのはよくないことだということは当然思うんですが、しかし、やはりある局面においては、それも果敢に踏み込んでいかないと、解決できない問題も現に起きてしまっていることは、非常に残念ですけど、これ仕方がないことなんじゃないかなと思います。

それと、マスコミにぎわすような、ああいうほとんど暴力というか、犯罪というふうな、刑事犯罪というような例ももちろんあるんでしょうけれど、それは先ほど申し上げましたとおり、警察も入っていただく、サポートチームのようなことでやっていかなきゃいけないんでしょうけれど、もっと深刻なのは、多分小学生なんかでもいろいろそういう話聞くんですけれど、友達同士でしかとをやるだとか、仲間外れにするだとか、口をきいてあげないとか、そういったものが日常的に発生しているのではないかなということがちょっと心配で、そうなると、多分子供たちの価値観としては、自分がそれやっていることが意味もよくわからない、あるいはだれでもそういう加害者側になってしまう、加害者になったり被害者になったりしているんだという話はよく聞くんですけれど、そういう複雑な子供同士のグループ関係だとか心の動きというのがあるのではないかなと。そうすると、そこで気がつくにはどうしたらいいのかなというふうにして思うんですが、先ほどお話しした

だいたように、こういったアンケートを直接子供から聞くのももちろんそうでしょうけれど、やはり大変難しいんでしょうけれど、学校としてどこまでアンテナを張れるのかということが、やはり難しいんですけど、それに気づいていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。そのいいアンテナを築いていくためには、これ多分いろんな問題があるんじゃないかと思ひまして、例えば学校、一単位の学校単位それぞれで、校長先生、それから副校長先生、主幹の先生、主任の先生、いろいろいらっしゃるんですけども、あるいはベテランの先生、若い先生がいらっしゃるんでしょうけれども、やはり一番大事なのは、先生と先生同士の横のつながりといひましようか、価値観の共有、あるいは問題意識の共有、それから人間的な信頼感、それと単位学校のトップである校長先生に対する信頼感。ですから、横の関係と、それから縦の関係というのがどのように組織されているのかなというところが、やはり大きなアンテナを磨く上では大事なことはないかなというふうな気が私はいたします。ですから、組織として、あるいはチームとして問題意識の共有がどれだけ図れるのか、そしてあの子供たちの関係って、先生おかしくないと、お互いに相談できるような関係というのが築かれていると一番いいんじゃないかなというふうな気がいたします。

それと、学校の校長先生にとっては教育委員会という存在がありますので、問題が起きたときに、学校の中でどうやって解決するか、学校の中で解決するのはどこまでか、それと教育委員会にどこまでいったら話を持っていったらいいのか、これ大変難しい関係じゃないかなと推測をします。というのは、問題の選択を誤りますと、問題が起きた保護者と学校との関係が、下手をすると崩れる。うまく解決すれば学校に対する信頼感がそこで増すでしょうけれども、そこで失敗すると、特に一番難しい問題は、問題が起きたときに教育委員会にすぐご相談ということで、それはそれでいいんですけど、そうすると今度は保護者からすると、学校としての当事者能力に欠けるんじゃないかという信頼感を失うこともあり得るんじゃないかなと。非常に、ですから、その辺の問題が、これといった解決がつかない問題ではないかなというふうな気がするんですが、とにかく学校の先生方の集団としての組織が、どういう組織のあり方であるのか。よく思ひますけれど、先生方がその学校に毎日通勤するということ、あるいはそこで仕事することに楽しみを覚えるような集団じゃないと、なかなかこういった子供たちの心の中に分け入っていくような感覚というのは共有できにくいんじゃないかなというふうな気がします。

それと、学校サポート体制というのがありますけれど、もう一つ、もっと学校の、それぞれの学校の身近に第三者機関的なものがあつたほうがいいんじゃないかなと。多分このサポート体制ですと、これ全市の問題になってしまいますので、なかなか小回りがきかない部分も出てくるんじゃないかなという気がしますけれど、もっと学校の身近に存在するような第三者機関があつたほうがいいのかな。それが苦情受け付け専門となるかどうかはまだよくわかりませんが、少なくとも問題が起きたときに、校長、副校長先生が心理的負担でつぶされるようなことを防ぐためには、やはりその問題の処理を共有できる、教員以外の外からの応援体制というのがあつたほうがいいんじゃないかなというふうな気がいたします。

それと、最終的なバックアップは、市の単位では、教育委員会のほうのサポート体制、

あるいは教育長、あるいは教育委員会となるでしょうから、そこにはやはり法的な問題についての協議ができるような弁護士さんだとか、そういった応援体制というのが、バックアップ体制というのが必要ではないかなと思います。というのは、カウンセラーも必要ですし、いいんですけど、やはり最終的には公的な問題はこういうことなんだよということを知りやすく話して、サポートしてくれる法的な専門家も、やはり必要ではないかなというふうな気がします。それから、先ほど申しましたけども、教育長がおっしゃられた、この重点施策については、やはりもっともっと一般市民に対して浸透を図っていく必要があるんじゃないかなという気がしております。

大ざっぱですけども、以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今の山城先生のお話、もっともな話なんだけれども、要は毎日子供が学校に来ていて、自分のクラスの子供がどういう状況で生活をしているかということ、担任がまず、我が子ですから、学校における我が子ですから、一人一人がどういう心の状況で学校に来ているかということを知りたくて、見詰めて、感じながら生活している先生であるかどうかということが一番なんです。今度のようなこういう調査があったときに、知らなかったというのも中にいるかもしれないね。だけど、それは思っていたとおりの数字だというふうに自分がちゃんと知っていれば、そういうものがどんなふうに担任として思ったか知らないけど、あると思う。

どうも、これいじめのきっかけ、いじめ発見のきっかけは担任が圧倒的に多いんです。それは、私の目の前にいる子なんだからね。だけど、要はそういう先生であってほしい、そういう先生でなければだめだというふうに私は思うんです。それは、あきる野市が特別支援教育を推進しているということは、まさにそういう先生を育てるためにやっているんです。特別支援が必要な発達障害の子供をどうするというだけでなく、そういう弱っている子供だとか、何か問題を抱えて、ああ苦しんでいる子供や何かに対して、きちっと正対できる先生を教育していくという取り組みがたくて特別支援教育やっているんですよ。だから、どの学級の先生もみんなそうだったら早期発見ができるんですよ。子供はいろんなものを抱えていますから、いじめや何かだつてあるだろうけれども、気がつかないって言うことはないはずなんです。そこでやっているわけで、まず最初にそういうことをしっかりしなくちゃいかんだろう。

しかし、それでも起こっちゃうというようなことがありますよね。そのときには、いじめたやつは絶対許さないと、今度強い姿勢できちっとやらなきゃだめなんです。その基準があやふやで、そう言っちゃ申しわけないけども、滋賀県の話だとか、広島の話や北海道の話なんかで、おとしあたりあった話でテレビ出てくる関係者の人たちが、いじめであったかどうか定かでないとかね、いじめられたと言って自殺しているんだから、でもいじめとの因果関係は今調査中だけでも、よくわかんないなんていうことを言っていたんじゃだめなんで、あきる野は、いじめであったかどうかと決めるのは、いじめられている人が決めるんです。いじめている人が決めるんじゃないんです。だから、いじめられましたと言

ったら、それはいじめなんだよ。だれにいじめられたと言ったら、あれにいじめられたと言ったら、そのいじているやつは許さないんです。徹底的に指導するんですよ。そういうきちっとした基準を持っていないと、ぐちゃぐちゃになっちゃうんだから。

だから、少なくともあきる野は、いじめられない、あるいはいじめが起こらないような学校づくりをしっかりと特別支援教育を推進する中でやっていって、そしてなおかついじめが起こってしまったときには、いじているやつは絶対許さない。いじめであるかないかを決めるのは、教育委員会が決めたり、校長が決めたりするんじゃない。私は足を踏まれて痛いと言ったら痛いんだから、踏んでいる人が痛くねえだろうということはないんだよ。痛いと言ったら痛いんだから。踏むなど言えばいいわけでしょう。そこの基準が非常にまだ、あきる野はしっかりしているんです。はっきりしているんです。だから、いじめなんだよ、これは。調査なんかする必要ねえんだ、いじめられたと言っているんだから、いじめなんだよ。それをまたかえって調査をした結果、何かはっきりしないんですなんていうことをテレビの前で言っちゃうからね、教育委員会というのは何やっているんだという話になるわけですよ。みんなそれだから。

私は、そういう点じゃ、そこから先は厳しいんです。で、場合によっては、学校の限界を超えたときには警察にだって言いますよ。それは、子供を警察に売っちゃうのかって、そういう話じゃない。それこそ専門家が専門家として、犯罪だから、殺しちゃうんだからね。子供が1人死んでしまうときに、その関係をした人が犯罪を起こしているわけだ。犯罪は、犯罪を起こしている人としての処分が必要なんです。これは、未成年であろうが成人であろうが、ということがとても大事なことだというふうに私は思っているんで、それは譲らない、一步も。それでなきゃいじめなんて撲滅できないんですよ。いじめるやつは許さない、いじめられている子を責めていかない、第三者で見て見ぬふりをする人は許さない。これも加害者だ。でもね、最後はいじめてる、1つのことが終わった後は、いじめてる側にも何かあるだろう、それは聞いてあげますよ。人を憎むわけじゃないからね。いじめられている子にだって、どうしてだったのかなと、後になってからはきちっとフォローはする。やっている最中に、いじめられるほうにも問題があるんだなんて言いながらいじめ撲滅なんてできないです。というのが考え方なんです。

それで、支援体制の話になるんですけどね、いろんな役を持っている人、いろんなバッジを持っている人がそれぞれの学校の地域にいますわね。実は、きょう午前中9時に民生委員の会の会長がお会いしたいというのでアポをとってあったんで、来られたんですよ。何かどんな話があるのかなと思っていたら、民生委員の仕事というのは、大人の中にはそこそこ民生委員がどんな仕事をするかというのは、割ともうわかってもらっているように最近になりました。最初は何やっているんだかわからないと言われてたんです。だけど、最近、民生委員がこんな仕事をしてきている人なんだというようなことをわかってもらえるようになったんだけど、子供たち、小学校の子供たちに民生委員のおじさんやおばさんは、地域の中でこんな相談にも乗れる人なんだよということを小学校の子供たちに知ってほしいんだけど、知ってほしい、どうやってやれば知ってもらえるんでしょうかねということの知恵をかせてくれと私のところに来たんです。

つまり自分たちも、苦しんでいる子や困っている子や、だれにも相談できない、学校の

先生にも相談できない。だけど、もし何か話ができる、そういうおばさんがいるなら、ちゃんとしたバッジを持っている人がいるんだったら、そこへ来てもいいんだよという話もしてあげたいんですけど、だめですかねと言うから、いや、それはまさに学校を支援してくれる人たちのことなんじゃないかというふうに私は思ったんですけど。

そういう方々だって地域の中にはいるんです。そういう人たちも、やっぱり地域にある重要な指導力だし、支援をしてくれるチームだなというふうに思いますよ。単独で民生委員だけじゃなくて、ほかの人たちも集まってその学校の支援チームをつくっていくとかね、そういうこともあるのかなと思ったり、保護司さんなんかだって、既にやっているところあるんですよ。毎週火曜日の午前中学校へ順番で行って、そして不登校の子供や何かを学校の相談室で面倒見てくれている保護司さんもいるわけだよ。あるわけ、学校なんかも。これなんかもうずっと前から支援しているわけですよ。そこで相談してあげて、いろんな話を聞いて、そうかといって、それで相談室からまたうちへ帰っちゃうんだけど、また来週来るからなといったら、また来週来てね、その保護司さんがいろんなお話をしてくれている、支援をしてくれている地域もあったりするんです。

そんなふうにながら、ただ学校でまとめてもちろんやっていくわけけれども、そんなこともあるんだなというふうに思ったりもしますけれども、どんなふうにそういう苦しんでいる子供や何かに支援ができるか、先生方も含めて。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

学校をどういう形で支援をしたらいいのかということで先般宿題をいただきましたが、委員会として、確かにこの事務事業の中にも臨床心理士をふやしたり、相談員をふやしたり、そういう点でも手立ては当然のことながらしていただいている一方で、学校の立場に立ってみると、なぜこれがいじめなのか理解できていないというような問題なんかもあるんです。だから、今教育長がお話しになったように、足を踏まれて痛いと感じた、それは踏まれた人間が痛いんだから、それはいじめだよと、いじめというふうに感じたらいじめなんですよというようなあたり、これはやはり家庭においても、家庭教育の中で、人の痛みに触れたり、あるいは人を大切にしないような、子供との対応を果たしているのかどうか。あるいは、地域を眺めたときには、どうもあの子がひとりぼっちで下校してくる、何か理由があるのかなとか。小学生は集団登校していますから、なぜあの子だけ後ろから1人でぼつんとしてくるんだらう、学校のほうでちょっと調べてくれないかなども、地域での見守りでもあると思いますね。

あるいは、今度は学校の関係でいけば、今担任のお話があったように、一番身近な、子供にとって身近な担任、この辺のやはり感性というものは、もっともっと研ぎ澄ましていかなきゃならないだらうし、そういった意味では、市のほうで、あるいは校長会のほうでやっている教員研修が大事ですね、これを充実しないことには、やはり敏感な感性を持つ教員を育てていくことはできないと思います。本市は学校にしる家庭にしる地域にしる、大人が手本のあきる野市というスローガン掲げているのですから、もう一度家庭の役割だとか、地域の役割だとか、あるいは学校の役割、それぞれが責任を持ちながら、もう一

度考えていかなければならない。これは、もう振り返り、振り返り、何度でも繰り返しやっていかない限りはもう一向に変わらないんじゃないですかね。様々な場面で人権教育に取り組んでいますが、実際にはいじめ撲滅までつながっていないわけですから、その辺を大事にした丁寧な取り組みが行われるよう教育委員会では、さらに訴えていくことが、支援の一つになると思います。

それと、きょういただいた資料にサポートチーム関係がございましたよね。学校にはいろんな協議会があり、あきる野市の学校評議員というのは、こうした形態なんですけど、都立学校は学校運営連絡協議会だったんですね。あれは性格が明らかに違うので、場合によっては本市のほうも連絡協議会的な要素を入れることにより各学校への支援がとり易くなるかもしれません。って、学校には様々な協力会議があり、きょうは青少健の集まり、きょうはサポートチームの集まりとあるわけですが、でもメンバーは大体一緒なんです、学校から見ると、できるだけ小回りがきくような形で、例えばサポートチームを兼ねる組織的な運営などは、かなり学校にとっては助け船になるのではないのでしょうかね。

ですから、青少年健全育成会も中学校区、小学校区、それぞれありますが中学校区についても、ここに出ているメンバーがほとんど入っているんですね、地域、保護者、青少年、民生児童委員、保護者代表、生活指導主任、駐在さんも入っているんですよ。警察署については、福生警察、あるいは五日市警察も入っていますし、そういった中で、かなり綿密な情報交換もされていますから、サポートチームを活用することによって、さらにまた違った展開が本市のほうではできるのではないだろうかとは思っています。青少年の委員さんからは、もっと具体的な話をしてくれと。そうすることによって、我々も幾らでも手伝いができるんのだがとお話をいただいていた。そういった意味で、地域の力をもっともって活用されたらよろしいんじゃないか。それが先程教育長がお話になったような、あるいは山城職務代理がお話しになったような、それらについても今後取組が必要だと思います。以上です。

委員長（古田土暢子君）

サポートチームの具体的なものというのは、今回は話し合いの中には無理でしょうけれども、こういう学校を応援する機関とか協議会がたくさんあるということで、やっぱりそれを有意義に、みんな学校を大事に考えてくださっていると思うんですよね。学校のことが心配ということで、皆さんそういう気持ちでかかわってくださっているの、いろんな面でそこをうまく組織化して、横並びじゃなくて一緒に思いができるサポートチームになるといいかななんて今思いましたけれども、いかがでしょうか。

委員（田野倉美保君）

大体他の先生方と同じことですがやはりそのようなサポートチームが各学校に1つずつあるような形が理想だと思います。そして何か事件が起こってからではなく、定期的に委員会を開いて、学校の方から今学校ではこういうことが起こっている、こういうことが問題になっているというのを情報提供してもらう。その代り、サポートチームのメンバーも全力で学校の方をサポートするような形の体制ができればと思います。もちろん学校の先生方が中心になるのは当然ですが、親も地域の方々もできることをしていかないとなかなかいじめをなくしていくのは今の状況だと難しいように思います。

委員（丹治 充君）

あと、もう一点、委員会としてももしかしたら取り組めるんじゃないかというようなことで、いわゆる最近のインターネットによるいじめですね。法改正が検討されるような動きもあるようですけれども、掲示板などに書かれた人間が、今度は消せるような、その辺の手だてというか、これなどについても、PTAなどを全国的に巻き込んだ中で書き込みについては、やはり規制を図るといのは今後必要になってくるんじゃないですかね。ですから、その運動を、場合によってはあきる野市から起こしたっていいんですよ。

教育長（宮林 徹君）

今どきのいじめの特徴として、1つはネットを使ったいじめが先にあって、そしてその続きが学校で、見えるところでされているというのが多いんだろうからね。だから、夏休みだからといって安心じゃなくて、むしろ夏休みのほうが、たった1人の部屋にいじめのメールが入ってくるわけだから、もっとつらい思いしてるんだよ。学校へ出てきたら友達がだれかがいるから、そういう点じゃ、やっぱり夏休みは安全じゃなくなっているという、ネットいじめはね。今主流になっている。それらに対しても本当に法的に規制ができたりね、勝手に書かれちゃうんだから、うそでも本当でも。それが一瞬のうちに世界中回っちゃうんだから、大げさに言いうと。それ消せないというのがね。

委員（田野倉美保君）

一度ネット上に出てしまうともうすぐにコピーされて、いくらもとを消してもそのコピーしたものがどんどん回っていつてしまうようです。本人達は親や教師には言わないので気が付くのも大変です。私たち大人が知らない間に子供たち同士の中で広がってしまう可能性は非常にありますよね。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

いじめが例えばあったとした場合に、それをどう解決してなくしていくかという具体的な指導をどう展開し、それを展開する学校をどうサポートするかという問題と、それからやはりもう一つあるのは、心理的に、多分校長先生以下非常に悩まれるのは、苦情受け付けだろうと思うんですね、いろんな問題に対する。特に精神的に、丹治先生も経験されているでしょうけど、苦情が来た場合に、それに対してどう対応するか、それに対するやはり役割分担といましようか、そういったものがもしできるならばしたほうがいいのかなというふうな気がします。心理的に参ってしまったら、本当にほかのこともできなくなってしまうので、校長先生以下学校の先生方をサポートする上では、そうしたクレームに対する対応をどうしたらいいのかということ、やはり具体的に考えていったほうがいいのかなというふうな気がいたします。

ただ、校長先生がどのようにお考えなのか、あるいは一般の先生方がどのようにお考えなのか、その辺よくわからないので、大ざっぱな問題提起にしかすぎないんですけども、第三者機動的なものがあるって、それがちゃんと教育委員会とつながっていて、最悪のところまでも見通したバックアップ体制がとれるというようなことがあるだけでも、先生方は違うんじゃないかなという気がします。とはいえ現場ですから、先ほど申しましたとおり、

現場でなるべく解決をするようにしていかないと当事者能力が育たない、当事者能力が育たないと、学校の先生への信頼感が高まっていかないと、非常にジレンマのような問題だろうと思うんです。これ仕方がない、ある意味で仕方がないんじゃないかなというふうな気がいたします。

委員長（古田土暢子君）

いろいろなお話が今出てまいりましたけれども、教育長のほうからもお話をいただいているんですけれども、ここでまとめるとか、そういうものは無理ですけれども、何か方向性みたいなものをお話ししていただけたら、いかがでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

1つは、学校サポートチームというものがあるんだけれども、具体的に何ができるのか、もう少し、そののところへはやっぱりメスを入れて、今ここで話し合われたようなことを校長会なんかで話をして、そしてやっていくということが1つと、それから先ほどから出ているように、もっと身近な第三者を、サポートチームとしては弁護士や民生委員さんとか、保護司さん、警察の方がいるんだけれど、そうじゃなくて、地域の中の本当のサポートができるような人たちを校長先生の力量で組織できて、そしてそこと一緒になって何かやれるということになれば、それもいいかな。そんなことをとにかくしながら、いじめの問題については、学校がきちっとやるのはもちろん大前提だけど、それだけでは済まないものがあるわけですよ。加害者の親の共通点というのがあるんだよ。そんなのは校長じゃ言えない、そういうのは第三者の機関に言ってもらうとか。

サポートチームには、少しもう一回立ちどまって何ができるかやってもらう。これで最高だということはないんですよ。

委員長職務代理者（山城清邦君）

やはり難しいんですけど、家庭の親御さんに対するいろんな対策といったのは、これは絶対必要ですよ。なかなか難しいんですけど。特に夏休みなんか、あちこち行くと親子連れにたくさん出会うんですけど、腹立って帰ります。そういうのにもあきらめちゃいけないんですけど。

教育長（宮林 徹君）

あきる野市がいじめの問題について取り組んでいる取り組み方というのは、あした発行される「一房のぶどう」26号のここに、いじめについての特集のページがあります。こういうものというのは、新聞折り込みですから、新聞とっている家には必ず入っているんだけどね、スーパーの折り込みと一緒に入ってきちゃってこのままどこかへ行っちゃうんだよ、これ。内容は全く違うんだけど、でも、そういう扱いをされるんだけど、私たちとしてみれば、相当な家にこれは行っているはずなんだと思うんですよ。それだけじゃ何やっているんだと言われるレベルになっちゃうわけだね。やっぱり学校がこのことをどんどん言っていけないといけないんじゃないかなと思います。

委員（丹治 充君）

例えば今度アンケートの中で、本市の教育情報を、どの程度家庭の方がごらんになっているか調べてみてはどうですか。家庭教育の中にどのぐらい浸透しているか。これとっても大事な視点だと思うんで。

委員長職務代理者（山城清邦君）

あとは、こういう問題と、学校の道德の授業がありますね。それは道德の授業とこれが、今回アンケートが出ましたから、どう先生方が工夫して道德の時間を、これと絡み合わせて組み立てていくかということがとっても大事だと思うんです。どうも時々授業参観行っていると、単に授業として子供が受けているんじゃないかなというふうな感じにしかとれないときもあるものですから、もっと授業の方法や何かを変えたりしていけば、よりこのアンケートが必要なアンケートになってくるんじゃないかなという気がします。

教育長（宮林 徹君）

とても大事なことです。だから、今道德教育なんだよ。だから、今道德教育をどういうふうにするか。というのは、特に命をどう大事にしていくかという、これが大事だと思うんですよ。やっぱり学校というのはいろんな文化があるわけですよ。いろんな文化がね。狭い意味の学力もあるしね。だけど、それだけじゃなくて、命を大事にする教育とかね、豊かな人間性を養っていく、つくっていくために何ができるだとか、そのために部活を一生懸命やったり、そんなことやっているわけですよ。そういう点では、やっぱり命を大事にする道德教育を本当に今していけないといけないんじゃないかと思います。そういう意味では、秋多中学校がいのちのアサガオなんていうのをやっているけれども、要はそういうやっぱり取り組みをしっかりとやっていくことが大事なんだろうと思うね。

サポートチームなんかを少し揺さぶって、何がサポートできるのよという話をしてくださいよという話をしたりしながら、せっかくある組織だから。

委員長（古田土暢子君）

教育長のお話のとおり、各学校には、これからはしっかりとまた一段と取り組んでいただいて、また事務局はそのサポートをまたしっかりしていただきたいと思います。どうでしょうか。各学校の取り組み状況については、学校訪問の際に、私たちはご報告いただくような形にさせていただいて、きょうのお話し合いは、とりあえず皆さんで話し合いしたことを有意義に取り扱っていただいて、私たちも今後またいろんな角度に向けて考えていっていったらと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

事務局、よろしいでしょうか。

では、そのようにしたいと思います。

最後に教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

もういつものようにあるものですから、これ読んでもらえばよろしいかと思います。

委員長（古田土暢子君）

ほかの教育委員さんのほうはいかがでしょう。

委員長職務代理者（山城清邦君）

実は、この前とっても貴重な体験させていただいたんで、私の報告の8月26日のとこ

ろなんですけれど、立川の砂川地区の青少年健全育成協議会というところが毎年ふれあい松明祭というのをやっています、ことしが第19回なんです。西砂小学校が会場で、この前主催をしていた方が私の知り合いなものですから、こういうのあるから来ないかということで行ってまいりました。西砂小と松中小と立川七中の3つの学区のPTA、それからいろんな諸団体が全部西砂小に集まりまして、毎年西砂小と松中小が交代で場所をかえてやるらしいんですけど、民謡の踊りが出るは、太鼓は出るは、それからいろんなお店が出るは、それ全部大人たちのいろんな団体がお店をやるんですけど、例えば食べ物、焼きそばなんかもありますし、それから投てきみたいなものもあつたりして、子供たちが大勢来てました。そして、メインがこれ松明祭というんですけど、ちょうど昔砂川地区ではお盆のときに、迎え火、送り火をやるときに、こんな大きなわらの束をつくるんです。そこに縄がついていて、火をつけ、それをぐるぐる大きくまわしていく、ご存じですか。それが何十とできてまして、希望する人はエントリーしてまわすんですけど、実は、そのわらは、私を呼んでくれた人の畑で、砂川は田んぼがありませんから、麦を子供たちが種まきから全部育てて、収穫して、そのわらを使ってそろえるんです。1個余ったから山城さんもやりなさいよと言われて、私もやってみましたけど、大変おもしろい経験で。何を感じたかといいますと、地区の、その3校の地区の地元の青少健と、それからいろんな諸団体が本当に一堂に会しての大きなイベントになってるんです。すごいもんだなと思ひまして、パワーといひましようか、すごいですねと言ったら、砂川は昔の砂川闘争があるからねなんて言っていましたけど、そういったやっぱり伝統というのはあの地区にあるのかなということで、まさに青少健と、それからいろんな団体、ほかの団体が一堂に会して大きなイベントをやっていて、すばらしいなと見学して参りました。

委員長（古田土暢子君）

貴重な報告をありがとうございました。

ほかの委員さん、よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に事務局から今後の日程などについてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程についてご案内させていただきます。先ほど委員長からもお話がありました、9月の教育委員学校訪問でございます。9月は18日に草花小学校を訪問する予定となっております。よろしくお願ひいたします。

次に、次回の9月定例会でございます。9月は27日の木曜日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会8月定例会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会宣言

午後4時33分